

令和4年第1回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(2月10日提案分)

企業庁

# 目 次

1	神奈川県営上水道条例 新旧対照表	----- 1
---	------------------	---------

1 神奈川県県営上水道条例（昭和29年神奈川県条例第11号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条～第5条（略）</p> <p>第6条 削除</p> <p>第7条～第50条（略） （給水装置の検査等）</p> <p>第51条（略）</p> <p>2 前項の規定による給水装置の検査、改造、撤去、切断又は修理に要した費用は、当該給水装置の所有者の負担とする。ただし、管理者は、必要があると認めるときは、その負担額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>第52条～第53条（略）</p>	<p>第1条～第5条（略） （所有者の代理人）</p> <p>第6条 給水装置の所有者（以下「所有者」という。）は、次の各号の一に該当するときは、給水区域内に住所を有する代理人1人を選定し、連署押印の上直ちに管理者に届け出なければならない。変更した場合も、また同様とする。</p> <p>(1) 所有者が給水区域内に住所を有せず又は所有者に事故があるとき。</p> <p>(2) その他管理者が必要と認めるとき。</p> <p>2 前項の代理人は、この条例に規定する所有者の義務について、所有者と連帯してその責に任ずるものとする。</p> <p>3 管理者は、代理人を不相当と認めるときは、その変更を命ずることができる。</p> <p>第7条～第50条（略） （給水装置の検査等）</p> <p>第51条（略）</p> <p>2 前項の規定により給水装置の検査、改造、撤去、切断又は修理に用した費用は、所有者の負担とする。但し、管理者は、必要があると認めるときは、その負担額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>第52条～第53条（略）</p>